

台湾オン&オフライン観光情報配信事業実施業務 仕様書

1. 目的

台湾は、本市との間で唯一直行便が就航し、外国人宿泊客数の半数近くを占める重要市場であるが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う直行便の運休により観光客の往来ができない状況が続いている。

現在、台湾国内では新型コロナウイルスの新規感染者数が抑えられており、すでに国内旅行が再開しているほか、旅行博などのイベントの人気も戻ってきている状況にある。

そこで、台湾市場をターゲットとし、来函経験のあるインフルエンサーとのファンミーティング（オフライン）を開催し、参加者に直接PRするとともに、SNSで本市の魅力を配信（オンライン）することで、アフターコロナに向けた一層の誘客を図ることを目的とする。

2. 業務の名称

台湾オン&オフライン観光情報配信事業実施業務

3. 業務の内容

(1) 業務期間

契約締結の日から令和3年3月19日（金）（予定）

(2) 実施時期

令和2年12月から令和3年3月まで

(3) 起用インフルエンサーの条件

ア 本市に訪問経験がある、または本市に関する情報発信の実績があるインフルエンサーを1名以上起用すること

イ 起用インフルエンサー自身のいずれかのSNS（Facebook、InstagramまたはYouTube）アカウントでフォロワー5万人以上を有すること

(4) 配信する情報

ア 主にFITの誘客を意識した本市および周辺地域の自然、食、景観、体験等のコンテンツ

イ 体験型コンテンツについてはインフルエンサー1人あたり2個以上の配信を必須として、配信の際は、令和元年度に実施した「インバウンド向けコト消費発掘・拡大事業」

（【日本語】<https://a.attractive-j.com/jpn-hakodate-sp/> 【繁体字】

<https://a.attractive-j.com/chn-hakodate-sp/>）と関連させて配信すること

ウ アフターコロナの旅行需要を意識した内容であること

(5) 情報配信の条件

ア オンライン

①配信先のSNSはFacebook、InstagramまたはYouTubeとし、インフルエンサー自身のアカウントから配信すること

②配信について、記事、動画、ライブ配信など形式は問わないが、ファンミーティング開催時の様子はライブ配信等によりオンラインでも同時展開すること

- ③配信回数は、インフルエンサー1人あたり5回以上とすること
- ④配信内容は、オフラインで配信する情報と関連させること
- ⑤12月から3月まで毎月1回は配信されるように配信スケジュールを調整すること
- ⑥配信結果の総リーチ数は50万以上を目標とすること

イ オフライン

- ①開催回数は1回で開催都市は台北市とし、会場は適切な場所を確保すること
- ②開催時期は12月頃で所要時間は2時間程度とする
- ③集客は起用インフルエンサーのファン合計50名以上とすること
- ④会場内では徹底した衛生管理を行うこと
- ⑤ファンによる情報の拡散が得られるようなファンミーティング内容とすること

(6) 独自提案について

上記必要事項以外で特筆すべき独自提案がある場合は別途記載すること。

(7) 実施内容について

ア 受託業者は起用インフルエンサーに対する諸調整を行う。

イ 情報配信状況等の追跡調査、報告を行う。

ウ 起用インフルエンサーについて、ファンミーティング会場までの行程に係る旅行を手配する。

エ 旅行費用および宿泊費用については、台湾国内の交通費・宿泊費・食事代等を計上し、渡航が必要な場合は日本の国際空港から台湾の国際空港間の渡航費と台北現地までの交通費を上記に加え、計上する。

オ ファンミーティングに係る会場経費、運営経費などの必要経費について計上する。

カ インフルエンサーのキャスティング経費のほか情報配信に必要な諸経費を計上する。

キ その他、必要な経費を計上し、手配する。

(8) 業務報告書の提出

業務終了後、すみやかに業務報告書（紙媒体1部、電子媒体1部（CD-R1枚））を作成して提出することとし、次の事項を掲載すること。

ア 業務概要

- ・業務名称
- ・業務目的
- ・業務主体
- ・業務期間
- ・業務内容

イ 実施内容

- ・起用インフルエンサーの情報
- ・実施概要
- ・実施の様子が分かる写真（場所、説明キャプション）

ウ ファンミーティング参加者へのアンケート調査

- ・アンケート内容

- ・アンケート集計結果
 - ・アンケート分析
 - エ 配信状況（配信日，配信サイト，閲覧回数等）
 - オ その他の特筆すべき事項
 - カ まとめと今後の展開について
- (9) その他
- その他，業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし，当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は，別途業務主体と協議の上，決定することとする。

4. 委託料の上限額

- 2, 970千円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。
- なお委託料には，企画立案，実施に係る費用，配信までの一切の経費を含むものとする。

5. 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり，疑義が生じた場合は委託者および受託者双方の協議により処理する
- (2) 本業務遂行にあたり，必要がある場合は相互調整のため打合せを行うものとする
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ，資料，計画等の内容については，外部に漏洩しないこと